

第5回 東小学校・西小学校・旭小学校 統合地域協議会 次第

令和5年3月2日（木）午後6時30分から

伊東市役所8階大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) これまでの協議を踏まえた決定・対策実施済み内容について（総括）

ア 総務部会

- (ア) スクールバスの運行体制・乗降場所整備
- (イ) 通学に対する経済的支援（通学費補助金）
- (ウ) 伊東小学校（現東小学校）校舎等改修
- (エ) 閉校記念事業・開校に向けた準備
- (オ) 3校統合に向けた通学路整備状況について

イ PTA 部会

伊東小学校 PTA 組織・活動等

ウ 学校教育部会

事前交流等

(2) 伊東小学校放課後児童クラブの開所について

(3) 学校統合後の対策内容（予定）

3 協議会閉会に際して

4 閉 会

これまでの協議を踏まえた決定・対策実施済み内容について

【総務部会】（スクールバス・通学費補助金）

1 スクールバスの運行体制・乗降場所整備

(1) 「伊東市スクールバスのしおり」作成・配布

これまでの協議の結果、スクールバスの運行体制が一定程度固まり、利用児童保護者を対象とした周知のため「伊東市スクールバスのしおり」を作成しました。

既に対象家庭には、学校を通じ配布をしており、4月からの利用申込を受け付けました。

【利用者の人数】（きょうだい一緒の乗車考慮による割振り後）

ルート	乗降場所	登校時1便目	登校時2便目	登校時合計	下校時利用者
1	西小学校	38人	38人	<u>76人</u>	75人
2	伊東駅	40人	36人	<u>76人</u>	73人
3	競輪場	34人	34人	68人	48人
	三信南伊東支店	22人	18人	40人	54人
	なごみ	13人	18人	31人	33人
	ルート3の合計	69人	70人	<u>139人</u>	135人

ルート1の登校時乗車人数目安：40人×1台×2回＝80人程度まで

ルート2の登校時乗車人数目安：40人×1台×2回＝80人程度まで

ルート3の登校時乗車人数目安：40人×2台×2回＝160人程度まで

【乗車証の配布（3月中旬予定）】

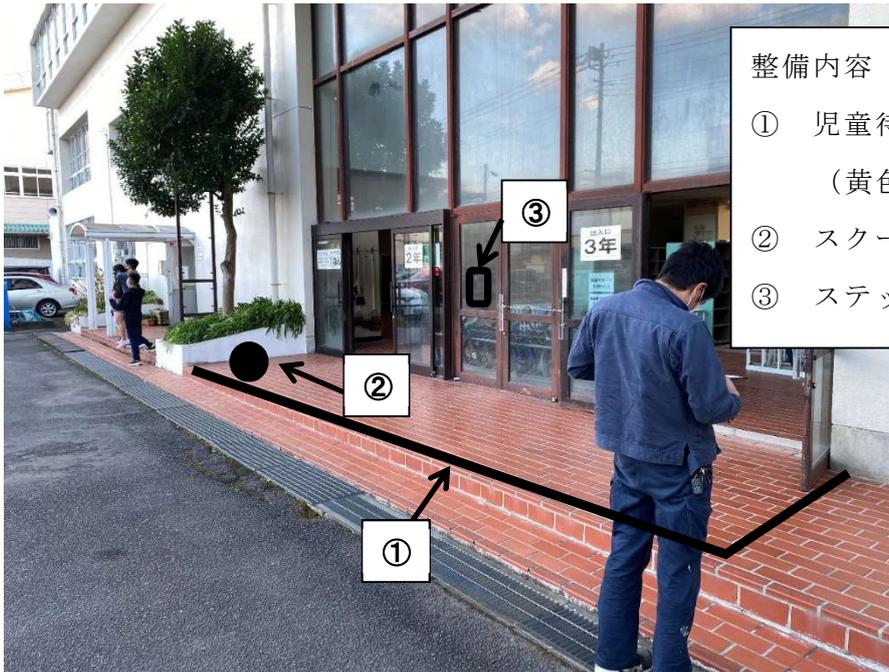
上記、申込者に対しては、3月中旬に決定通知及び乗車証を配布し、4月からの利用に備えていただく予定です。



(2) 乗降場所整備

現在、下記内容にて各乗降場所（東小学校校内を含む）を整備予定であり、3月中には整備完了となる見込みです。

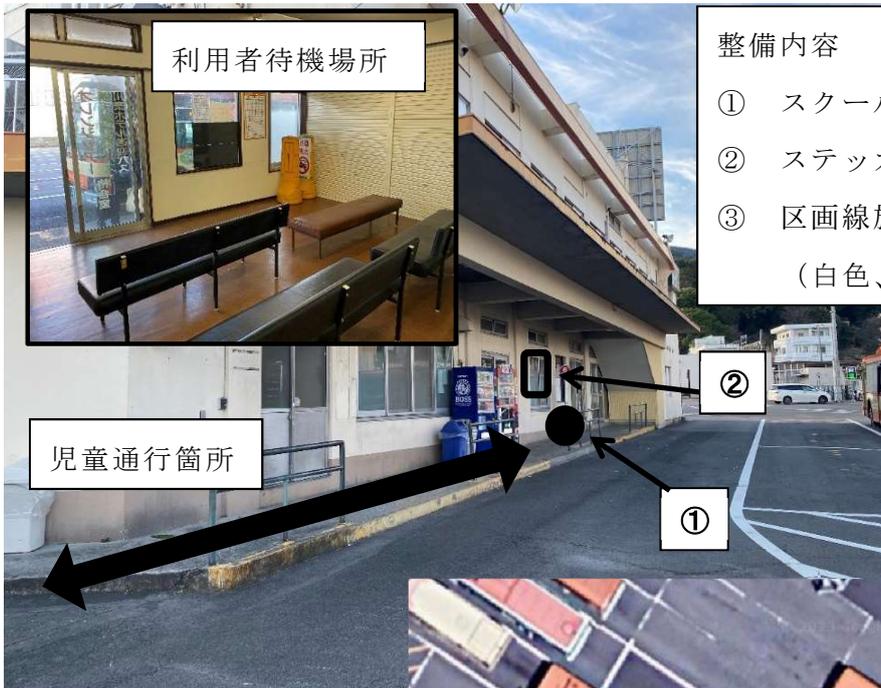
ア 西小学校



整備内容

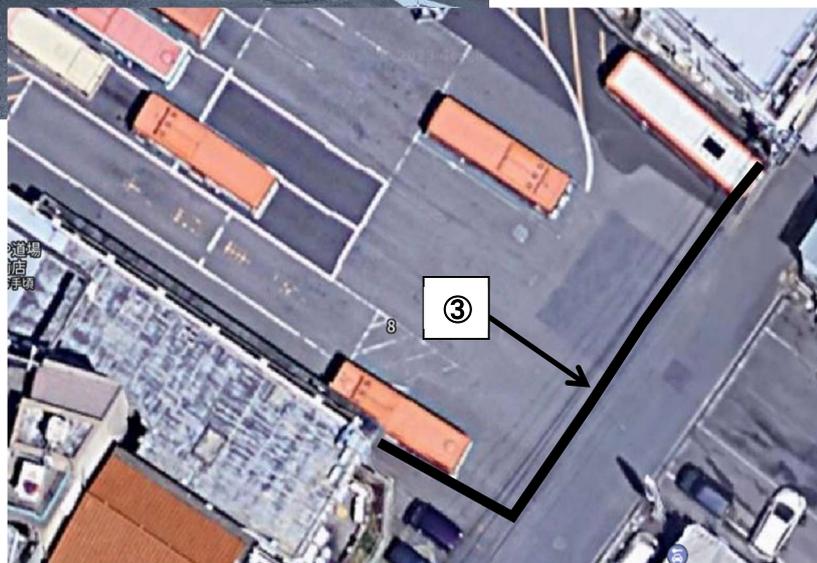
- ① 児童待機場所枠線カラー塗装
(黄色、L=12m、幅 200mm)
- ② スクールバス停留所の設置
- ③ ステッカー(内張)の建物設置

イ 伊東駅

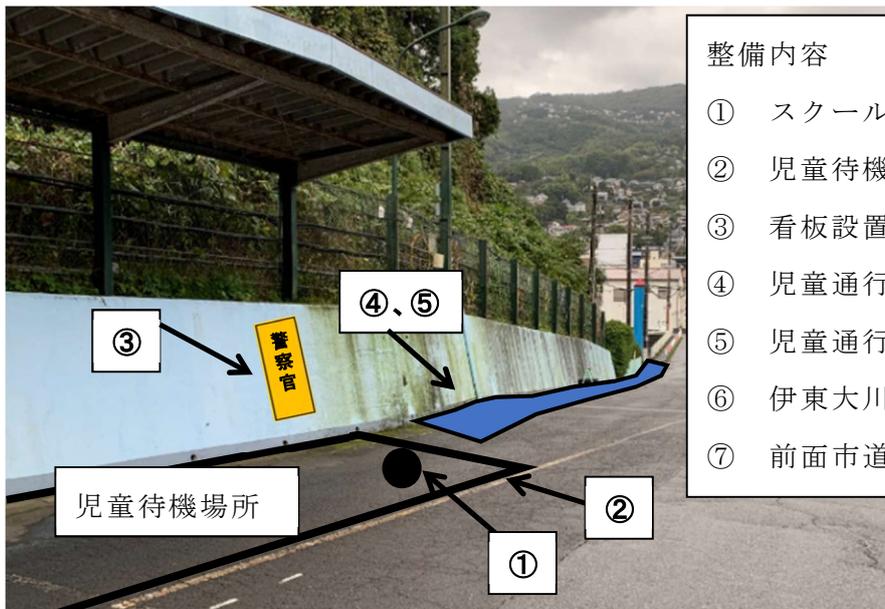


整備内容

- ① スクールバス停留所の設置
- ② ステッカー(内張)の建物設置
- ③ 区画線施工
(白色、L=35m、幅 150mm)



ウ 競輪場（前面市道含む）



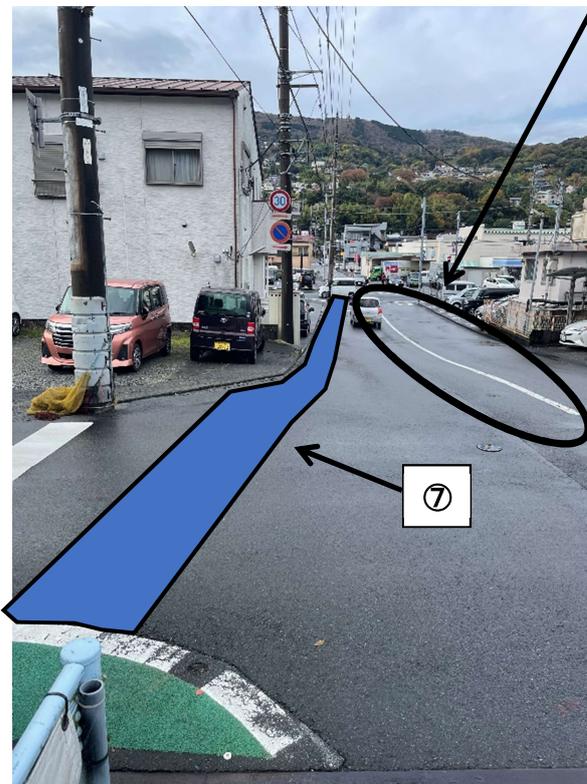
整備内容

- ① スクールバス停留所の設置
- ② 児童待機場所枠線カラー塗装
- ③ 看板設置
- ④ 児童通行箇所グリーンベルト舗装
- ⑤ 児童通行箇所ポールコーン設置
- ⑥ 伊東大川門扉設置（設置済）
- ⑦ 前面市道グリーンベルト舗装

中央分離線（区画線）の撤去
警察との協議により、撤去した方が安全性向上につながると判断しました。



保護者からのご意見を踏まえ、伊東大川へ降りる階段の前に門扉を設置しました。

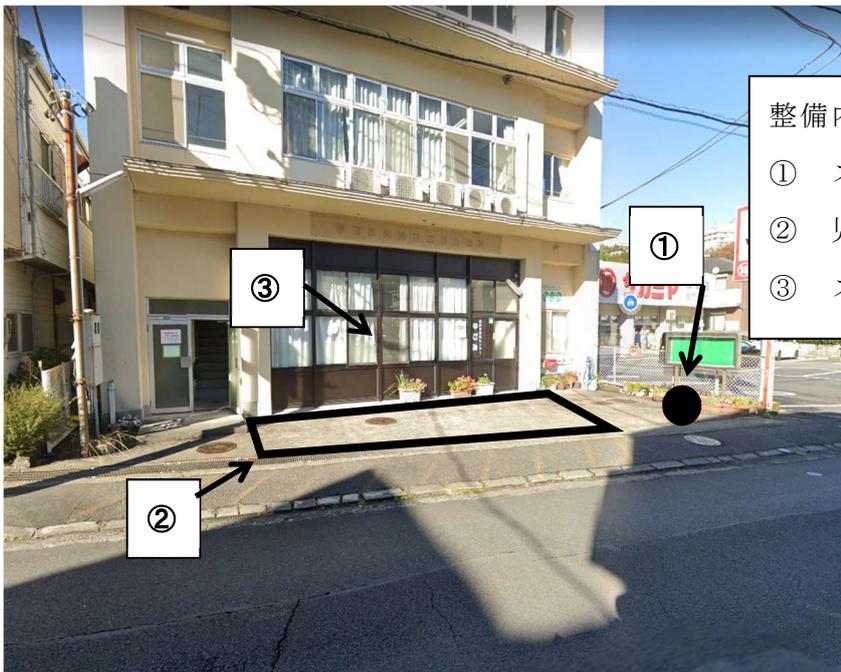


エ 三島信用金庫南伊東支店



- 整備内容
- ① スクールバス停留所の設置
 - ② ステッカー（外張）の建物設置

オ なごみ（旧伊東地域包括支援センター）



- 整備内容
- ① スクールバス停留所の設置
 - ② 児童待機場所枠線カラー塗装
 - ③ ステッカー（外張）の建物設置

停留所レイアウト



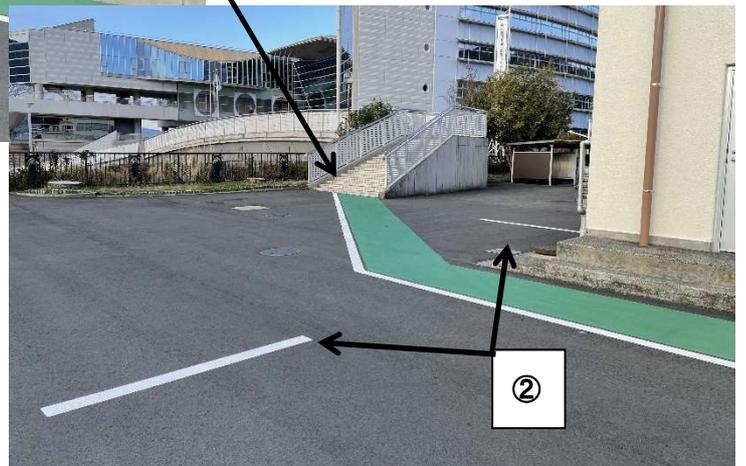
ステッカーレイアウト



カ 伊東小学校（現東小学校）校内

整備内容（実施済）

- ① グリーンベルト舗装
- ② 停止線設置
- ③ スクールバス停車場所カラー舗装



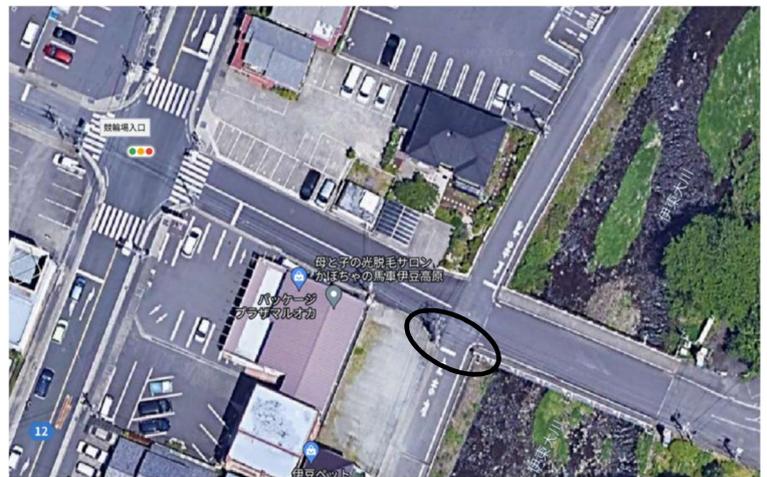
(3) その他

現在、各学校の学区内にて登校時などに横断歩道等に立っていただいている「交通指導員」について、統合後は、西小学区、旭小学区の人員をスクールバス乗降場所付近の道路横断箇所立っていただくことを調整しました。

西小学区：朝市会場前横断歩道



旭小学区：競輪橋の前



2 通学に対する経済的支援（通学費補助金）

川奈小学校閉校に合わせ、創設しました「伊東市立小学校統合通学費補助金」（路線バスによる通学における、定期券の購入補助）について、西小学校、旭小学校閉校に伴う対象者の拡充及び制度改正を行います。

【補助金の内容】

補助対象者が路線バスで統合先学校へ通学する場合、通学ウィークデー定期券購入額の10/10を補助する。（夏休み期間は対象外のため11か月分が対象）

【主な改正内容】

- ・西小学校、旭小学校閉校に伴う対象者の追加
- ・閉校後の転入者も対象とできるように対象者を拡充（令和4年度までは、閉校前にその学校の学区内に居住している児童が対象でした。）

※ 3校統合に伴う対象者については、「伊東市スクールバスのしおり」P2をご覧ください。



今後、同補助金の保護者向けお便りを作成し、周知に努めてまいります。

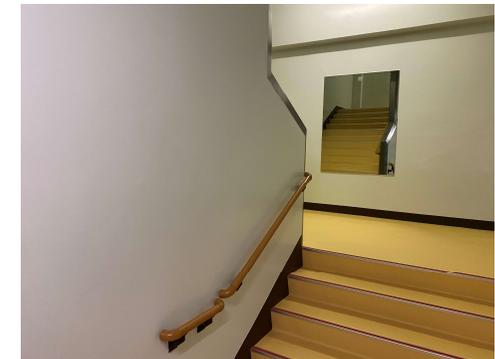
（参考添付：令和3年度作成の川奈地域保護者向けお便り）

これまでの協議を踏まえた決定・対策実施済み内容について

【総務部会】（伊東小学校（現東小学校）校舎等改修）

令和3年度 実施済み工事・修繕（抜粋）

- ① 正面玄関前駐車場整備
 - ・障がい者用駐車場1台、普通駐車場9台、スクールバス駐車場4台確保
- ② 北棟屋上防水工事
- ③ 階段室壁・天井塗装
 - ・校舎内階段4系統全ての塗装
- ④ 児童用トイレ全洋式化
 - ・洋式化未実施だった12か所24基を洋式化
- ⑤ 児童用玄関扉修繕
 - ・劣化した児童用玄関扉の修繕
- ⑥ 校地内植込みの剪定、伐採
 - ・手入れが困難となっていた中庭のフェニックス剪定
 - ・チャドクガの発生源となっていた校庭のつばき伐採
- ⑦ 屋上扉交換修繕
 - ・歪みにより開閉が困難かつ、錠が壊れかけていた屋上出入り扉の修繕



令和4年度 実施済み工事・修繕（抜粋）

① 教室等改修工事

- ・工期：令和4年7月1日～令和4年10月31日
- ・施工箇所：給食室・配膳室、北棟普通教室、算数教材室
- ・施工内容：配膳室拡張、給食室倉庫化、3教室の用途変更



② 外壁塗装工事

- ・工期：令和4年6月24日～令和5年1月13日
- ・施工箇所：校舎外壁全面（約4,760㎡）



③ 図書室内棚撤去

- ・図書室内の不要な作り付け棚の撤去

④ 教室名表示板修繕

- ・劣化又は紛失していた教室名表示板の修繕

⑤ カーテン改修

- ・劣化、汚損していたカーテンの改修及びレール修繕

⑥ 黒板修繕

- ・劣化、汚損していた黒板の修繕



令和4年度 施工中の工事等

① アクティブラーニング室整備

- ・工 期：令和5年3月6日～令和5年3月24日
- ・施工箇所：校舎2階学習室及び図書室の一部

② 無線LAN設置

- ・工 期：令和5年1月15日～令和5年2月28日
- ・施工箇所：校舎内25箇所

③ 変電設備改修工事

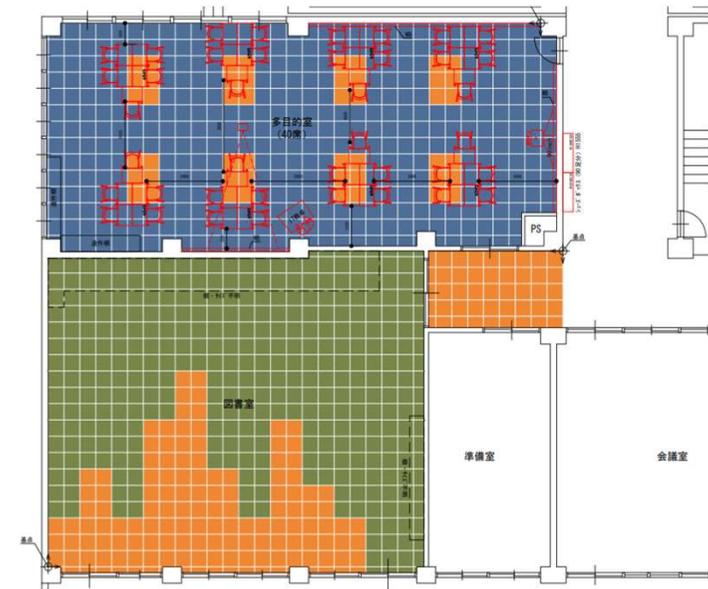
- ・工 期：令和5年～令和5年度内
- ・施工箇所：北棟電気室内

④ エアコン設置工事

- ・工 期：令和5年～令和5年5月31日
- ・施工箇所：校舎内18教室（西小からの移設16基 新設4基）

⑤ 東小敷地内スクールバス関係修繕

- ・工 期：令和5年2月～令和5年3月2日
- ・施工箇所：別紙のとおり



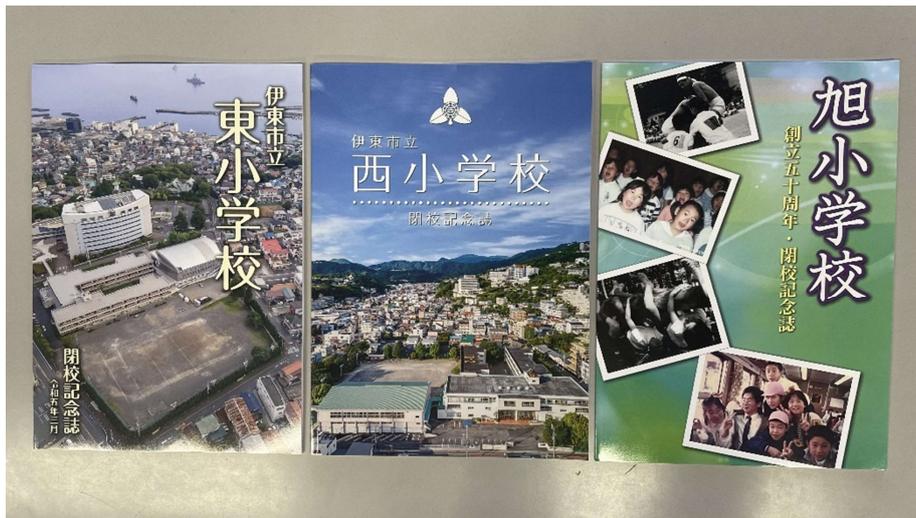
これまでの協議を踏まえた決定・対策実施済み内容について

【総務部会】（閉校記念事業・開校関連事業）

1 閉校記念事業

(1) 閉校記念誌

3校それぞれの閉校記念誌を作成し、学校に納品済み。



※ 今後、閉校式で配布を予定しています。

※ 希望者全員への配布は困難であるため、閉校記念誌の内容は学校や市のHPにて公開を予定しています。

(2) 閉校記念品

主に在校生である児童への記念品として、3校それぞれで物品の選定を行い、購入を進めております。

東小学校：サーモステンレスボトル（発注済、3月納品予定）

西小学校：クリアファイル及び金属製しおり（購入済）

旭小学校：トートバッグ及びフォトスタンドオルゴール（購入済）

西小学校記念品



旭小学校記念品



(3) 閉校記念看板

統合先となる東小学校敷地内に3校の閉校を記した記念碑（看板）を設置予定です。（発注済み、3月上旬に設置予定。閉校式に併せてお披露目予定。）

設置箇所イメージ図（児童玄関の脇）



面板レイアウト



(4) 閉校記念展示スペース整備

生涯学習センター中央会館3階に3校の閉校記念展示スペースを整備予定です。（3校の学校旗、校歌額縁、閉校記念誌、昔の写真等を展示）

3月中旬に整備完了予定です。



(5) ドローンによる校舎撮影

3校の校舎や外観をドローンにより撮影し、閉校記念誌や閉校記念動画等に利用しています。

(6) 学校独自の内容

ア 東小学校：閉校式での記念講話実施

イ 西小学校：閉校式での閉校記念動画の上映

ウ 旭小学校：閉校式での閉校記念動画の上映

※ 記念動画については、学校HPでの公開など調整していきます。

(7) 閉校式典及び学校開放

3校の式典及び学校開放を下記のとおり開催します。

学校	閉校式日時	学校開放日時
西小学校	令和5年3月18日(土)午前10時～	3月18日(土)午後1時～
東小学校	令和5年3月18日(土)午後2時～	
旭小学校	令和5年3月19日(日)午前10時～	3月19日(日)午後1時～

2 開校関連事業

4月からの伊東小学校開校に向け、下記事項の準備を進めております。

- (1) 伊東小学校学校旗、掲揚旗制作(制作、納品済)
- (2) 伊東小学校校名銘板制作(制作済み、3月下旬現地設置予定)
- (3) 体育館緞帳の校章、校歌額縁差し替え(3月下旬実施予定)



これまでの協議を踏まえた決定・対策実施済み内容について

【総務部会】（3校統合に向けた通学路整備状況について）

1 整備の重点箇所

伊東市物見が丘 1041-1 地先～竹の内 2 丁目 471 番地先国道 135 号線市道音無 2 号線外

2 整備の内容

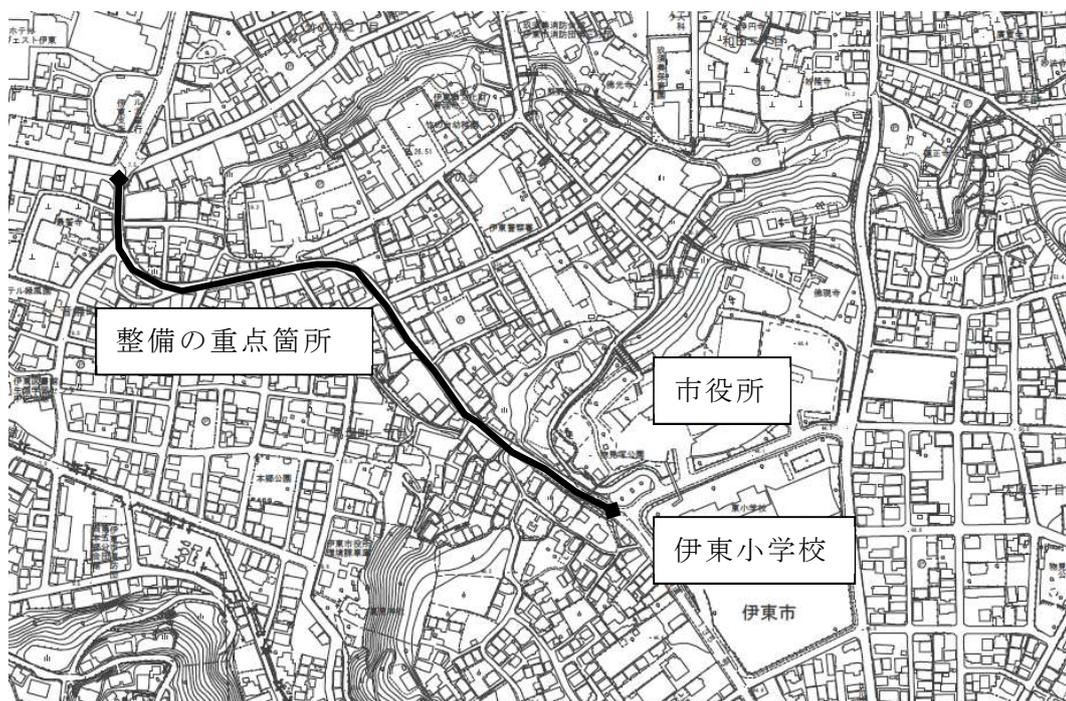
児童が安全に通学できるように、破損している側溝の交換や段差の解消、歩道と車道を明確に区分するために境界ブロックを設置する等の工事を静岡県熱海土木事務所が行う。（国道のため、静岡県が管理する道路となります。）

3 工事の進捗状況

必要な資材の一部について発注が行われ、ガソリンスタンド側から市役所方面に向かって工事を進めているとのこと。

現在、ガソリンスタンドから音無神社の参道の手前付近までの側溝については、交換完了していることを確認しています。（2月は、河津桜祭のため工事は停止されているとのこと。）

今後は、水道管の移設工事との調整を図りながら整備を進めていく予定であることを熱海土木事務所を確認しています。



令和5年度 伊東市立伊東小学校 P T A 会則 (案)

伊東市立伊東小学校 P T A

第1章 通 則

- 第1条 本会は、伊東市立伊東小学校 P T A と称する。
 第2条 本会の事務所は、伊東市立伊東小学校に置く。
 第3条 本会は、学校、家庭、社会の堅実な連携のもとにお互いに協力して、積極的に児童の教育の完成を期することを目的とする。

第2章 会員および会費

- 第4条 本会は、本校の職員（会費納入県費職員）及び児童の保護者をもって組織する。
 第5条 本会の会費は、一家庭・一ヶ月500円（4月と8月を除く十月分、計5,000円）とする。ただし、年度途中で児童が転出する場合は、翌月以降の分を返金する。また、転入した場合は、翌月以降の分を集金する。

第3章 活動および活動組織

- 第6条 本会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。
 1 会員の研修のための諸活動
 2 児童の福祉増進に協力するための諸活動
 3 その他、本会の目的を達成するために必要と認める活動
 第7条 前条の活動を企画推進、実行するために、次の委員会を設ける。
 専門委員会（本部役員より副会長、各学級役員、担当教員で構成する。）
 会員の研修、広報活動、体力増進、学級並びに学年の教育活動に対する協力や連絡協議に対する事項及び児童の就学、学習活動の奨励、援護並びに保健衛生、学校給食に関する事項
 第8条 本部役員会は、次の役員をもって構成する。
 本部役員 会長、副会長（含母親代表・教頭）、庶務、会計
 第9条 本会の庶務、会計を処理するために事務局を設ける。

第4章 役員及びその任務

- 第10条 本会の役員は、次の通りである。

1	顧問	若干名	会長委嘱による
2	会長	1名	総会選出による
3	副会長	若干名	総会選出による
	＜母親代表（正1名・副1または2名） 教頭 を含む＞		
4	庶務	1名	会長委嘱による
5	会計	1名	会長委嘱による
6	専門委員長	各2名	副会長があたる
7	各専門委員		各学級役員があたる

- | | | | |
|---|-------------|-----|---------|
| 8 | 会計監査委員 | 2名 | 総会選出による |
| 9 | P T A奉仕作業委員 | 若干名 | 会長委嘱による |

第11条 役員の任務は、次の通りである。

- 1 顧問 会長の諮問に応ずる。
- 2 会長 本会を総理する。
- 3 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときこれを代理とする。
学校選出の副会長は事務局を兼ねる。
- 4 庶務 物品、簿冊の管理、連絡、通信及び一切の庶務を掌る。
- 5 会計 予算の経理、金銭の出納を掌る。
- 6 専門委員長 各事業の計画を段取る。
- 7 各専門委員 各事業を運営する。
- 8 会計監査委員 会計の監査に当たる。
- 9 P T A奉仕作業委員 P T A奉仕作業の計画を段取る。

第12条 役員の任期は1年とし、満期再任を妨げない。欠損生じて事業に支障のない限り補充しない。

第13条 事務局に事務員を置いて庶務、会計の事務を補助させることができる。

第5章 会 議

第14条 本会の会議は次の通りである。

- 1 総会 毎年1回開催し、会務の報告、会則の変更、予算決算の承認する。紙上総会で会長、副会長、母親代表、副母親代表、会計監査委員を選出する。但し、必要に応じて臨時開催をすることができる。
- 2 本部役員会 本会運営のために随時開催する。また、本会の目的を達成するための原案作成、協議並びに会務遂行、各委員会の連絡に当たる。

第15条 会議は、会長が召集し、議事は会長が統裁する。

第6章 会 計

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わり、年度毎に予算を編成し、決算を行うものとする。

第7章 附 則

- 第17条
- 1 顧問は、校長、前年度会長とする。
 - 2 会計監査委員は、前年度会長、前年度母親代表とする。

第18条 役員は、事情によって兼務を妨げない。

第19条 本会則の改廃は、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第20条 本会則は令和5年4月1日より施行する。

令和5年度 伊東市立伊東小学校 P T A 慶弔規定（案）

伊東市立伊東小学校 P T A

本会は、その目的を達成するに必要と認め慶弔規定を設ける。
この規定以外の特別な場合については、役員決定にしたがって措置する。

一、慶事

- (一) 教職員の結婚の場合 結婚記念品代として金5,000円也
会長が学校側と共に祝意を表す。

二、弔事

(一) 教職員

- (1) 本人死亡の場合 香料金10,000円也
会長、学校側、他葬儀に参列し弔詞を呈す。
- (2) 配偶者、両親死亡の場合 香料金5,000円也
会長、学校側が弔問する。
- (3) 子女の死亡の場合 香料金5,000円也
会長、学校側が弔問する。

(二) 役員

- (1) 本人死亡の場合 香料金10,000円也
会長、並びに本部役員が学校側と共に弔問する。
- (2) 同居の両親死亡の場合 香料金5,000円也
会長、並びに本部役員が学校側と共に弔問する。

(三) 会員

- (1) 一般会員死亡の場合 香料金10,000円也
会長、並びに副会長が学校側と共に弔問する。
- (2) その他本会の特別関係のある者の死亡については協議の上弔問する。

(四) 児童

- (1) 死亡の場合 香料金10,000円也
会長、並びに本部役員が学校側と共に弔問する。

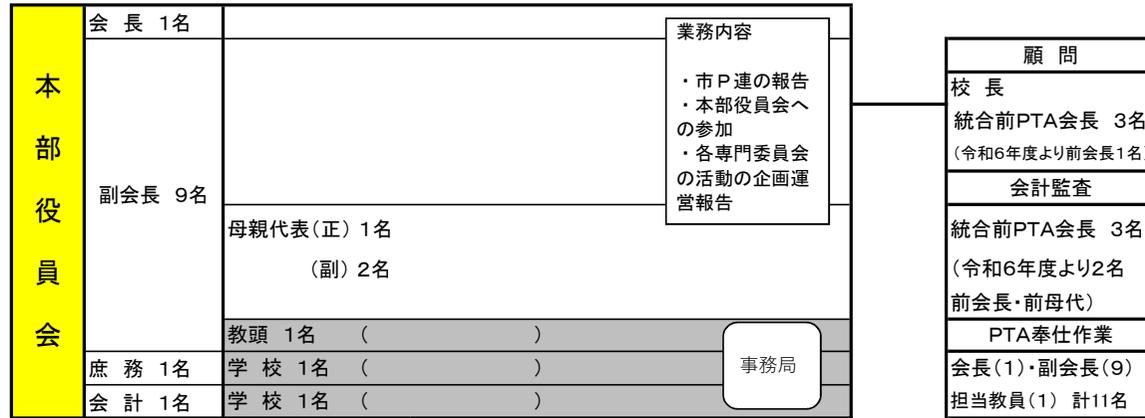
附 本規定は、令和5年4月1日より施行する。

令和5年度 伊東小PTA組織図及び活動内容

令和5年3月8日

伊東小PTA目標(仮)

- ◎子どもの成長を応援しよう
- ◎みんなで取り組もうPTA



運 営 委 員 会 (副会長+各学級役員+担当教員)								
専門委員会	学年委員会		広報委員会		厚生委員会		安全委員会	
分担	懇談会	家庭教育学級	PTA新聞	ベルマーク	PTA厚生行事	図書	交通指導	環境・安全
編制	正	副	正	副	正	副	正	副
	学級役員 各学級1名(計21名)		学級役員 各学級1名(計21名)		学級役員 各学級1名(計21名)		学級役員 各学級1名(計21名)	
	名	名	名	名	名	名	名	名
	担当教員 1名	担当教員 1名	担当教員 1名	担当教員 1名	担当教員 1名	担当教員 1名	担当教員 1名	担当教員 1名
活動内容	○学級連絡 ○会員相互交流 ○学級懇談会テーマ決定 ○保護者参加行事受付 ○反省まとめ・報告		○新聞発行(5・9・1月) ○5月号は委員長と教員 ○会合は6月・11月 ○反省まとめ・報告		○作業日日程計画 ○作業日会員割り振り ○ベルマーク整理の説明 ○ベルマークの発送 ○反省まとめ・報告		○厚生行事計画 ○参加者募集・運営 ○反省まとめ・報告	
	○家庭教育学級計画 ○学級生募集・運営 ○反省まとめ・報告				○図書整理日程計画 ○作業日会員割り振り ○運営 ○反省まとめ・報告		○会員交通指導日割り振り ○交通安全を語る会参加 ○反省まとめ・報告	
							○校地内安全点検・整備 ○プール清掃運営 ○不審者対応 ○運営 ○反省まとめ・報告	

※家庭数目安370での割り振り(仮)

一 般 会 員				
ベルマーク整理(70人)	図書整理(50人)	交通指導(120人)	プール清掃(30人)	環境整備(100人)
※10人×年7回(午前3回・午後4回) 1人1回2時間程度	※5人×10回(10:00~12:00) 1人1回	※6か所朝のバス停 1人2回(主に月曜日の朝)	※6月上旬(午後) 1人1回2時間程度	※教室床ワックス塗り等 1人1回2時間程度
学級役員(各学級4名)以外の会員は、一般会員として一人一役(ベルマーク整理・図書整理・交通指導・プール清掃・環境整備)のいずれかに所属する。				

※家庭教育学級生の募集は、全会員に向け、計画作成後すぐに実施する。

※PTA奉仕作業、PTA厚生行事への参加者の募集は、全会員に向け、実施時期に合わせて行う。

※在籍する一番上のお子様の学級での家庭数とする。

遠足



スローガン

自分の顔を知ってもらおう！！

目的地と事前交流活動の内容

学年	目的地 交流活動場所	交流活動の概要（45～60分）
2年生	小室山 （芝生広場）	①はじめの会（はじめの言葉、めあて確認・ルール説明） ②交流ゲーム（猛獣狩りゲーム、チームで体じゃんけん） ③おわりの会（感想発表、先生の話、）
3年生	ぐらんぱる公園 （ハンモックエリア）	①はじめの会（めあて確認、ルール説明） ②交流ゲーム（猛獣狩りゲーム） ③おわりの会（感想発表・先生の話）
4年生		①はじめの会（はじめの言葉、めあて確認、ルール説明） ②交流ゲーム（猛獣狩りゲーム） ※3回実施し、最後に自己紹介 ③おわりの会（感想発表・先生の話、終わりの言葉）
5年生	さくらの里	①はじめの会（めあて確認、ルール説明） ②交流ゲーム（誕生日で集まれ、震源地はどこだ） ③おわりの会（感想発表・先生の話）

1年生は入学後間もないため、学級の仲間と交流することを優先し、他校との交流はせず、6年生とのペアによる従来どおりの遠足を実施した。

交流の様子



2年生の終わりの会



3年生の猛獣狩りゲーム



4年生の猛獣狩りゲーム



5年生の誕生日で集まれ



ふりかえり

他の学校の人と話したり遊んだりできましたか？

- ものすごくできたよ（10人以上）
- すごくできたよ（5～9人）
- できたよ（1～4人）

	10人以上	5～9人	1～4人
2年生	42. 4%	35. 3%	22. 4%
3年生	28. 2%	35. 3%	36. 5%
4年生	19. 2%	53. 8%	26. 9%
5年生	39. 6%	31. 1%	29. 2%
平均	33. 1%	38. 1%	28. 8%

令和4年6月9日（木）～7月13日（水）

三校合同交流



スローガン

新しい友達と仲良くなろう！！

実施日と交流活動の内容

学年	実施日	交流活動の概要（60分）
1年生	7月5日（火）	①はじめの会 ②自己紹介ゲーム ③運動会で披露したダンスの発表会 ④おわりの会
2年生	6月23日（木）	①はじめの会 ②仲間集めゲーム ③運動会で披露したダンスの発表会 ④おわりの会
3年生	7月13日（火）	①はじめの会 ②サイン集めゲーム ③運動会で披露したダンスの発表会 ④おわりの会
4年生	6月14日（火）	①はじめの会 ②交流活動1（バースデイチェーン・自己紹介） ③交流活動2（運動会で披露した演技の発表） ④おわりの会
5年生	6月9日（木）	①はじめの会 ②借り人競争 ③外国語活動（英語で自己紹介・好きなものビンゴ） ④終わりの会

- ・西小と旭小は、徒歩で東小まで移動し、東小学校体育館で交流活動を実施した。
- ・交流活動は60分間だったが、移動→交流→昼食→移動で概ね3時間程度の時間を確保した。

交流の様子

5年生の英語で自己紹介



2年生の仲間集めゲーム



3年生のダンスの発表



4年生のバースデイ・チェーン

1年生の自己紹介ゲーム

ふいかえり

三校の友だちと仲良くかかわることができましたか？
 ・ものすごくできた ・すごくできた ・できた

	ものすごくできた	すごくできた	できた
1年生	59.5%	21.6%	18.9%
2年生	58.8%	31.8%	9.4%
3年生	47.3%	39.2%	13.5%
4年生	40.3%	33.3%	26.4%
5年生	53.4%	32.0%	14.6%
平均	52.2%	31.6%	16.2%

令和4年10月～12月

顔が見える

2学期三校合同 学習交流



スローガン

知り合った新しい友達と学習で交流することを楽しもう！

活動の内容

学年	交流日	教科	単元(教材)名・活動の概要
1年生	12月5日(月) ↓ 12月9日(金)	国語	<p>「クイズ大会をしよう」</p> <ul style="list-style-type: none"> 各校で3ヒントクイズを作成し、ipadで撮影する。 動画をAirDropで共有し、他校の動画を見てクイズに答える。 感想を交流し合う。 <p>顔が見える</p>
2年生	10月13日(木)	国語	<p>「本の『おび』をつくろう」</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分の好きな本を1冊選ぶ。 選んだ本の「おび」を作る。 グループに分かれ、Meetで他校の友達に紹介する。 <p>顔が見える</p>
3年生	11月7日(月) ↓ 11月25日(金)	総合	<p>「お互いの学校や校区のよいところを紹介し合おう」</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校や校区の紹介で取り上げる内容や紹介方法を話し合い決める。 紹介できるよう取材し、紹介動画等を製作する。 期間を決め、各校の動画を公開する。 開設したclassroomに感想を送る。 <p>顔が見える</p>
4年生	12月9日(金)	国語	<p>「クラブのしょうかいチラシをつくろう」</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分が所属しているクラブ活動のチラシを作る。 チラシを使ってMeetでクラブ紹介を発表し合う。 (①はじめの会 ②発表 ③感想 ④終わりの会) ※②と③を旭、東、西の順で行う。 <p>顔が見える</p>
5年生	11月30日(水)	国語	<p>「学校を百倍すてきにしよう」</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊東小学校をすてきにするための方法を考える。 クラスでグループを作り意見交換する。 2校の友達とMeetで意見交換し合う。 <p>顔が見える</p>

活動の様子



3年生の取組



2年生の取組



5年生の取組



4年生の取組

ふりかえり

※各学年の人数は、子供が記述した振り返りの内容から、めあての達成度を読み取った結果です。

	めあてが達成できた	めあてが達成できなかった	子供たちの声
1年生	65人	0人	<ul style="list-style-type: none"> ・2年生になったらニコニコみんなと話したいな。(1年生) ・3学期の交流会も楽しみです。(1年生) ・想像以上に楽しくてうれしかったです。(2年生) ・あまり相手の声が聞こえなくて残念だった。(2年生) ・すごく楽しかった。4年生まで待ちきれません。(3年生) ・来年また新しい友達を作るのが楽しみです。(3年生) ・3校合体したときの勉強が楽しみです。(4年生) ・知らない友達とも顔を合わせて交流できてよかった。(4年生) ・楽しかったからまたこのような機会を作ってほしい。(5年生) ・みんな優しくあったから安心して楽しく学校に行けそう。(5年生)
2年生	79人	1人	
3年生	73人	1人	
4年生	68人	1人	
5年生	94人	2人	

旭小：令和4年11月26日（土）

西小：令和4年11月19日（土）



通学体験

ねらい

令和5年度と同じ方法で登下校をし、校舎で過ごす体験をすることで、児童・保護者ともに伊東小学校での学校生活に見通し持ち、安心感を得られるようにする。

活動の内容 ※旭小の例

時間と活動	内容など
登校	○スクールバス1便目で登校 (1年3人、2年5人、3年20人、5年24人) ・7：12 競輪場西口 ・7：15 三島信用金庫前 ・7：17 包括支援センター前
	○スクールバス2便目で登校 (1年13人、2年19人、3年3人、4年15人、5年6人) ・7：45 競輪場西口 ・7：48 三島信用金庫前 ・7：50 包括支援センター前
	○徒歩で登校 — 2年3人、5年2人
	○路線バスで登校 — 4年生1人
	○自家用車で登校 — 2年3人、3年4人、5年2人
朝 1校時	学校探検など 学級ごと、校舎内の見学をし、自分たちが学ぶ教室や特別教室を知る。
2校時	フリー参観会
3校時	各教室で通常の授業を実施し、その様子を保護者に参観していただく。
下校	○3台のバスに便乗して下校する。 ・1号車(1年14人、5年21人) ・2号車(2年25人、5年11人) ・3号車(3年25人、4年15人)
	○徒歩で下校 — 2年3人、5年2人
	○路線バスで下校 — 4年生1人
	○自家用車で下校 — 1年2人、2年2人、3年2人

令和5年4月からの登校方法で登校

活動の様子



バスで下校するの楽しさ！

小の教室で初めて授業をしました！



校内の探検をしました！



通学体験・フリー参観の感想

旭小学校 5年 1組 4番 5年生児童

バスでは何時にでもは バスにおくれ
ないかよくわかった。バスの中では
友だちと話せて楽しかった。東小の教室
は旭小の教室より せまかった。でも、体育
倉庫が 旭小よりめっちゃめっちゃでかかった。

東小の中は 広すぎて、まじにたなり
るんだ。6年生になるのが 楽し
になりました。



通学体験・フリー参観の感想

旭小学校 三年 一組 四番 3年生児童

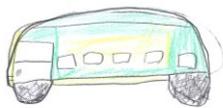
東小、の教室を見てみると旭小の教
室より広かったです。教室の外がわを見
てみたらうろろかが旭小より広かたで
す。あとバスの中では、なるべく小さ
げないようにしたいです。

ふいかえり

つうがくたいけん・フリー参観

11 かつ 29 にち 火 ようび

なまえ 1年生児童



バスにのりてたのしかった。バスの
せいやつだけとたいいようがたつたあ
があさんがきつキムスうけた。

通学体験・フリー参観の感想

旭小学校 4年 1組 3番 4年生児童

バスにのりてみて どうやって東小
にいきよいか が あった。
東小で 学習して これから東小
西小といっしょにべんきょうすること
が たのしみです。



通学体験・フリー参観の感想
旭小学校 2年 1組 5番 2年生児童

①は、バスで東小にとうこう
するとき少しドキドキしました。だけ
かえりのバスでかえる時はすいなれて
ドキドキからワクワクしました。たが引はくは、
バスでつうがくするのはバツリかなと思ひました。
あと、ちんしバスからおりれるかんはいたたけ
ちんしバスからおりれて、よかったです。

②は、東小のきょうつぱにいひめて入ったときほくか
よろしいときとうつと、せんせんちかてその
せんせんちかてまうわいていっせうをするのが
楽しかったです。あと東小のこいしやの形がいり
ありました。ほくか、あつたのはせんせんちかて
回れなりのかなや、なんでかいたんのがへにまな
がっているのかな、など、いろいろな
うしきがかかわれていておもしろか
です。あと東小のうしろから見たうしきはとんた
ろと、思ひました。ほくは東小の大きさは旭小の何は

はくは東小がすこし学校たなと思ひました。



令和5年3月2日（木）

対面式



ねらい

同学年で交流を積み重ねてきた子供たちが、全員で対面し、異学年での交流を楽しむことを通して、みんなで創る新しい学校への期待を膨らませ、4月から1つになって、一緒に楽しく学校生活を送っていこうとする気持ちを高める。

活動の内容

時間	活動内容
登校	11月に実施のフリー参加同様、令和5年4月からの方法で登校する。 (スクールバス、路線バス、徒歩、保護者に送迎)
朝	・健康観察 ・朝の会 (西小と旭小の子供たちは割り当てられた特別教室等で実施する。)
1校時	・対面式の準備や練習 ・運動場へ移動
2校時 対面式	1 はじめの言葉(旭小 力石教頭) 2 学校紹介 ※代表の子供を中心に、各校が1分程度で「自校のよいところやがんばっているところを紹介する。(旭小 → 西小 → 東小の順) 3 レクリエーション ①「よう！ポン！」 ・1回目のミッション 3校の友達を必ず入れて仲間集め ・2回目のミッション 3校の友達+他学年で仲間集め ・3回目のミッション 3校の友達+1～5年を全部入れ仲間集め ②「バースデイサークル」 4 校長先生のお話(東小 森田校長) 5 おわりの言葉(西小 室野教頭)
3校時	・教室等へ移動 ・帰りの支度 ・スクールバスの乗車位置まで移動
下校	全員スクールバスで学校に向かう (旭小児童はスクールバスで包括支援まで行き、徒歩で学校に戻る)

伊東小学校放課後児童クラブの開所について

幼児教育課

1 施設整備について

- (1) 建物の概要 構造等 鉄骨造2階建て (299.08 m²)
設置場所 伊東小学校地内スタディパーキング1
- (2) 完成予定日 令和5年3月15日(水)

2 運営体制について

- (1) 運営受託者 社会福祉法人 伊東市社会福祉協議会
- (2) 選定の方法 公募型プロポーザル
令和4年12月に選定委員会を開催し、参加事業者の企画提案等に対する合計評価点の最も高い事業者を受託候補者とした。
- (3) 運営の概要

利用対象	伊東小学校に就学する全児童（定員124人）
開所時間	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のある日（月～金曜日） 放課後 ～ 19：00 ・春夏冬休み（土曜日を除く） 7：30 ～ 19：00 ・土曜日、祝日 7：30 ～ 18：30
閉所日	日曜日、年末年始（12/29～1/3）
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・基本利用料金 7,500円/月額 ・祝日利用加算 1,500円/日額

3 開所までの経過

- (1) 施設整備について
- R4.3 伊東小学校放課後児童クラブ新築工事設計業務委託締結
- R4.8 伊東小学校放課後児童クラブ新築工事請負契約締結
- R4.9 伊東小学校放課後児童クラブ建設工事開始
- R5.2 東小放課後児童クラブを大原武道場第2道場に移転
- R5.3 専用施設完成、開所準備
- (2) 運営体制について
- R4.6 統合3校放課後児童クラブ運営団体向け説明会
- R4.11 公募型プロポーザルによる運営受託者募集開始
- 〃 統合3校放課後児童クラブ利用者向け説明会
- R4.12 伊東市放課後児童クラブ運営業務委託者選定委員会開催
- R5.1 伊東小学校放課後児童クラブ運営業務委託締結



伊東小学校放課後児童クラブ 建物外観写真 (R5. 2. 21 時点)

学校統合後の対策内容（予定）について

1 スクールバスの運行体制の見直し

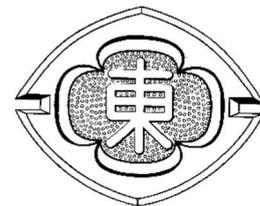
- (1) スクールバス運行当初に子どもたちの登下校状況（登校時スクールバスを待っている様子や下校時に学校内でバスに乗車する様子 など）を確認し運行体制に問題がないか確認します。（運行ルートやダイヤの再確認など）
- (2) 登校時の学年ごとの乗車割振り（登校時1便目か2便目）については、子どもたちの様子、保護者の声、学校生活への影響等を確認し、その後の割振りに反映していきます。

2 スクールバス乗降場所の安全確保状況確認・見直し

乗降場所に更なる安全対策が必要か確認し、必要に応じて追加の対策を行ってまいります。

3 教育指導関係

- (1) 子どもの悩みや困り感を学校と共有し、子どもに寄り添った支援ができるよう必要な指導、助言、相談を行います。
また、学校からの要請があれば、必要に応じて教育委員会が関わりながら外部機関との連携も図ってまいります。
- (2) 子どもや教職員が生き生きと生活できるように、学校からの要望に耳を傾け、丁寧に対応していきます。
- (3) 子どもたちが安心して生活・学習ができるように、支援員を含めた適切な教職員配置に努めます。
- (4) これまで西小学校に設置していた特別支援学級や言語通級指導教室、発達通級指導教室を伊東小学校に新たに設置し、児童が学びやすい環境を整備するとともに保護者の送迎に係る負担等を軽減します。
- (5) 通学路の合同点検を実施し、スクールバスを利用する児童だけでなく、徒歩で通学する児童の交通安全、防犯の視点からも注意深く点検を行います。
- (6) 子どもの生活環境が変わることに対する教職員の危機管理意識を高めるために、交通安全や生活安全、防犯に関する職員向け研修会を実施します。



令和 5 年度

伊東市スクールバスのしおり



伊東市教育委員会



目次

はじめに.....	1
第1章 スクールバスの運行概要	1
1 スクールバスの目的.....	1
2 運行を行う学校.....	1
3 スクールバスの対象者.....	1
4 運行するバスの種類.....	1
東小・西小・旭小学校統合に伴う通学支援 対象者判定フロー図.....	2
5 バスの乗車人数.....	3
6 乗降場所.....	3
(1) 乗降場所の名称と色の割当.....	3
(2) 各乗降場所の児童待機場所、車 両進入禁止箇所等.....	3
ア 西小.....	4
イ 順天堂病院行バス待合所.....	5
ウ 旧伊東地域包括支援センター.....	6
エ 三島信用金庫南伊東支店.....	7
オ 競輪場西口.....	8
【橋周辺から競輪場内の安全確保について】.....	9
カ 市役所西口ロータリー.....	10
キ 伊東小学校敷地内.....	10
7 バスダイヤ.....	11
(1) 登校時.....	11
(2) 下校時.....	11
8 登校時乗車バスの割振り.....	11
9 保護者の利用料.....	12
10 運行経路.....	12
(1) 西小ルート.....	12
(2) 伊東駅ルート.....	12
(3) 競輪ルート.....	13
11 運行日数.....	13
12 見守り要員.....	13

13 大雨などによる登下校時間変更の 場合.....	13
14 放課後児童クラブを利用した場合..	14
15 その他の通学支援との関係性.....	14
(1) 就学援助制度、特別支援教育就学 奨励費を受給している場合.....	14
(2) 小学校統合通学費補助金の交付を 受ける場合.....	14
第2章 乗り遅れ・乗り過ごし・忘れ物・マ スク着用.....	14
1 スクールバスに乗り遅れた場合.....	14
(1) 登校時.....	14
(2) 下校時.....	14
2 下校時に乗り過ごした場合.....	15
3 スクールバスに忘れ物をした場合....	15
(1) 登校時.....	15
(2) 下校時.....	15
4 マスクの着用（感染症対策）.....	15
5 その他、保護者対応が必要な場合....	16
第3章 スクールバス保護者向けルール....	16
1 事前準備.....	16
2 乗降場所の利用.....	16
第4章 スクールバス子ども向けルール....	17
1 自宅から乗降場所まで（朝、帰り）..	17
2 乗車場所でバスを待っている間.....	17
3 バスに乗ってから降りるまで.....	17
4 帰りの会終了からバス乗車まで.....	17
第5章 申込から利用までの流れ.....	18
参考資料.....	19
伊東市スクールバス運行に関する要綱....	19
問い合わせ先.....	22

はじめに

スクールバスの運行は、本市で初めての試みとなります。児童の安全を第一に考え、運行体制を構築してまいりましたが、実際に運行をしてから対応が必要となることもあります。

このしおりに記載されている内容の一部は、暫定的対応となります。実際の運行状況や子どもたちの様子を確認し、見直しを行うことを前提としています。

また、安全確保には市、学校のみだけではなく、保護者の皆様のご協力が必須となります。

スクールバスを利用するに当たって、お子さんへの指導や守っていただきたいルールの遵守にご協力をお願いします。(PTA 組織には、児童の見守りにご協力をお願いすることがあります。)

第1章 スクールバスの運行概要

1 スクールバスの目的

伊東市（伊東市教育委員会）の政策である学校統合により、通学している（通学予定だった）学校を変更せざるを得なくなった児童保護者に対して、通学距離が長くなるなどの影響を軽減し、安全・安心な通学を確保することを目的としています。



全ての児童が利用できるわけではありません。

2 運行を行う学校

伊東市立伊東小学校（住所：伊東市大原 2-2-6 電話：0557-37-2527）

3 スクールバスの対象者

P2の「東小・西小・旭小学校統合に伴う通学支援対象者判定フロー図」を参照してください。（特別支援学級等の児童でもフロー図により対象となる場合は、スクールバスの利用は可能となりますが、専用の補助要員等の配置はできません。）

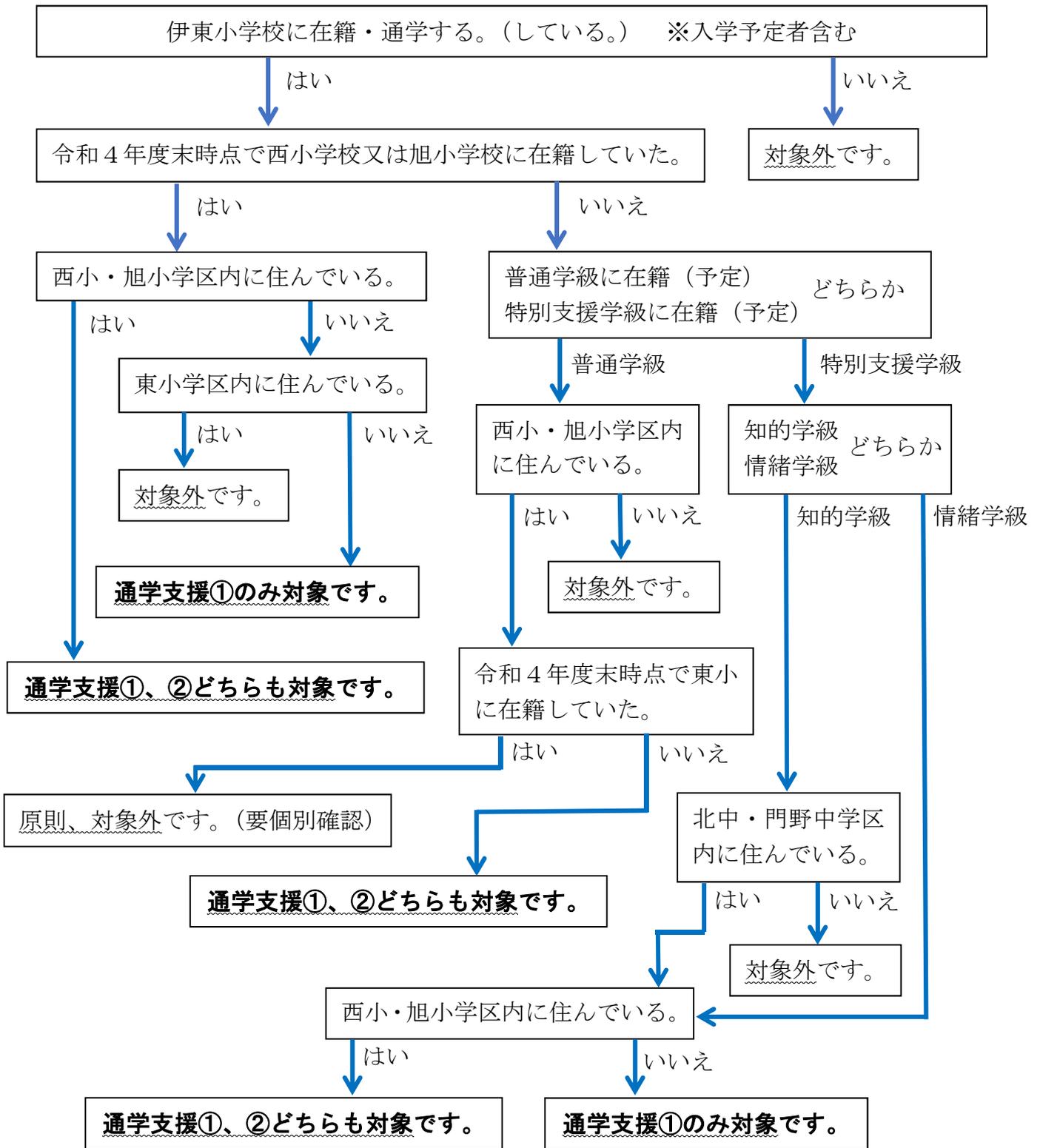
4 運行するバスの種類

路線バスで通常使用している中型バス（全長9m）を使用します。



車体の前後左右に専用のマークが付きます。

東小・西小・旭小学校統合に伴う通学支援対象者判定フロー図



注1：別の通学費支援を受けている場合、支援対象者でも対象外となります。(P14参照)

注2：区域外就学者(住所が市外だが、伊東小学校へ通学など)は個別に確認します。

学校統合に伴う通学支援は2種類あります。(併用不可)

通学支援① スクールバス(伊東市スクールバスのしおりを読んで申し込んでください。)

通学支援② 小学校統合通学費補助金(伊東市スクールバスのしおり P13参照)

支援対象者が不明な場合はP22 問い合わせ先へご連絡ください。

5 バスの乗車人数

1台あたり40人程度とします。座席は、同じバスに乗車する下の学年や特別支援学級に在籍しているなど、特に配慮を要する児童を優先とします。

6 乗降場所

(1) 乗降場所の名称と色の割当

運行ルート名称	乗降場所名称	子ども向け名称	色の割当
西小ルート	西小学校	にし小	きいろ
伊東駅ルート	順天堂病院行バス待合所	いとうえき	くろ
競輪ルート	始発地	競輪場西口	けいりん
	2箇所目	三島信用金庫南伊東支店	さんしん
	3箇所目	旧伊東地域包括支援センター	なごみ
登校時降車場所	市役所西口ロータリー		
下校時乗車場所	伊東小学校施設内		

注1

注1 低学年のみ早く下校する場合など、西小学校経由伊東駅行にバスをまとめることがあります。

注2 色の割当は、各乗降場所に設置するバス停留所や乗車証の色と合わせます。

注3 バス停留所やバスの電光掲示などには子ども向け名称にて表記します。

(2) 各乗降場所の児童待機場所、車両進入禁止箇所等

P4～P9の写真の★は登校時の児童待機場所、☆は下校時の降車場所となります。

【児童待機場所の目印】

児童待機場所には、スクールバス乗車証と同じ色のバス停留所が設置されています。



【利用ルール遵守のお願い】

乗降場所を利用する際は、P4～P10の写真に記載されている車両進入禁止箇所や通行する歩道について遵守をお願いします。

各乗降場所や伊東小学校敷地内には、専用の送迎スペースなどはありません。送迎は各家庭での判断となりますので近隣への迷惑になる行為はご遠慮ください。

その他、P16「スクールバス保護者向けルール」、P17「スクールバス子ども向けルール」についても遵守をお願いします。

安全確保のため、家庭内でのお子さんへの指導にご協力をお願いします。

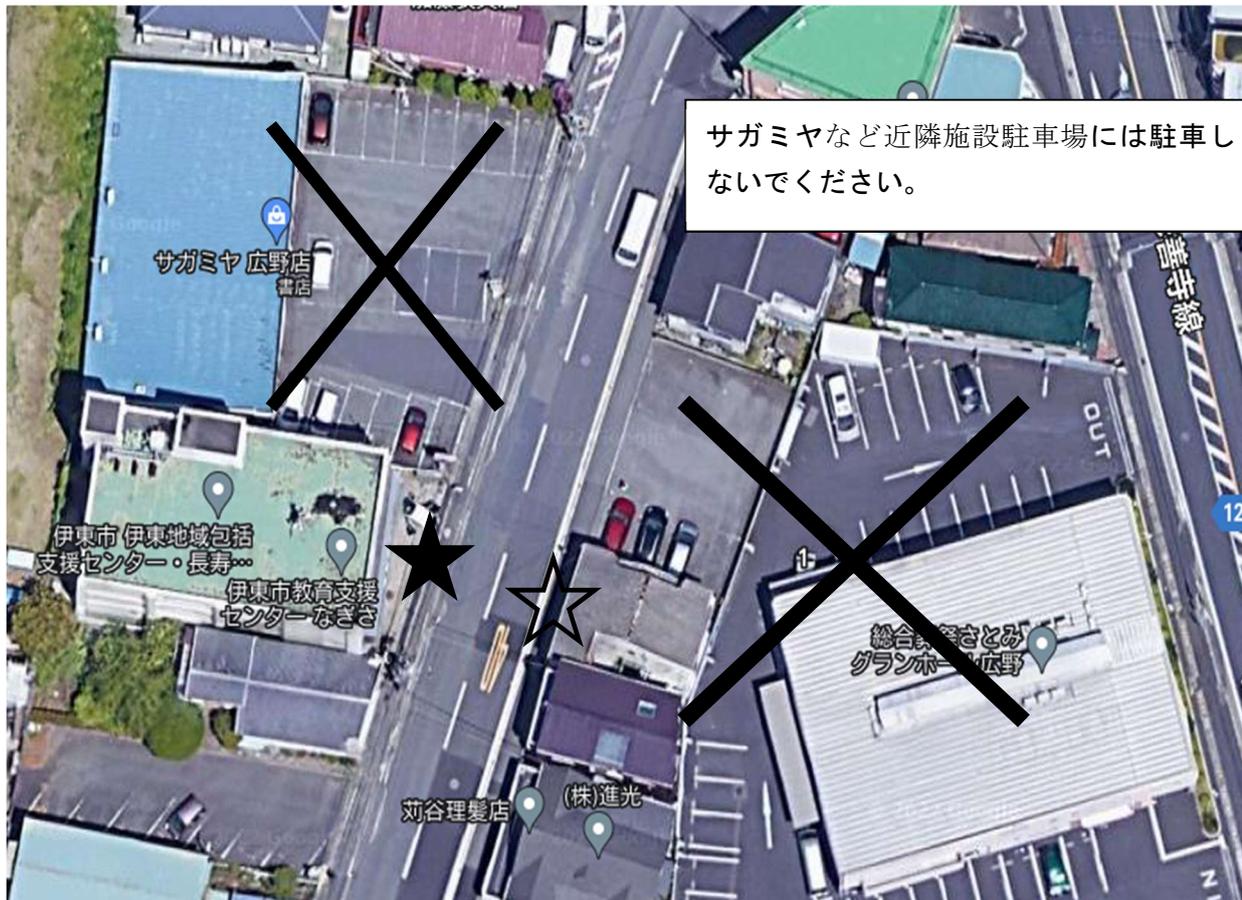
ア 西小学校（児童向け名称：にし小）



イ 順天堂病院行バス待合所（児童向け名称：いとうえき）



ウ 旧伊東地域包括支援センター（児童向け名称：なごみ）



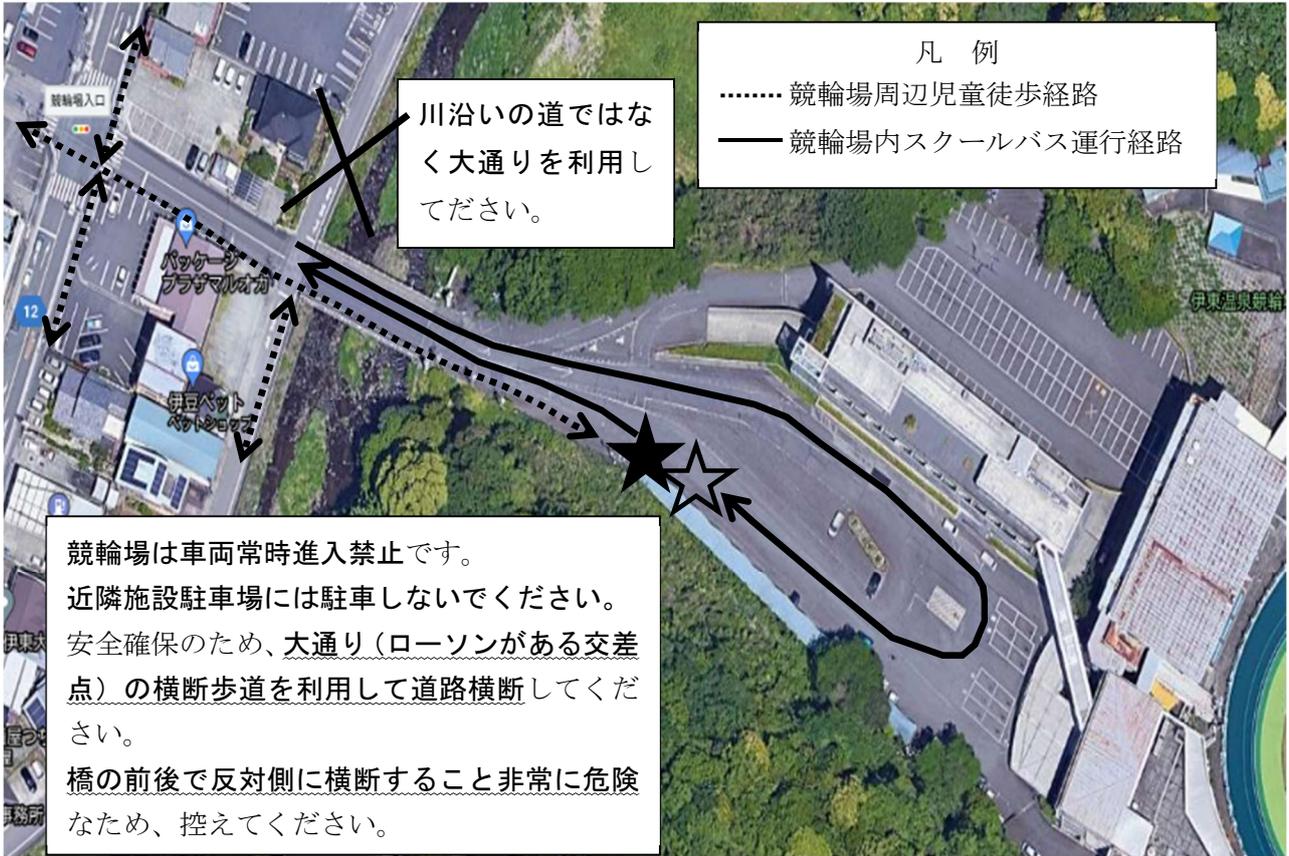
エ 三島信用金庫南伊東支店（児童向け名称：さんしん）



児童待機場所（歩道より施設側でバスを待つようにしてください。）



オ 競輪場西口（児童向け名称：けいりん）



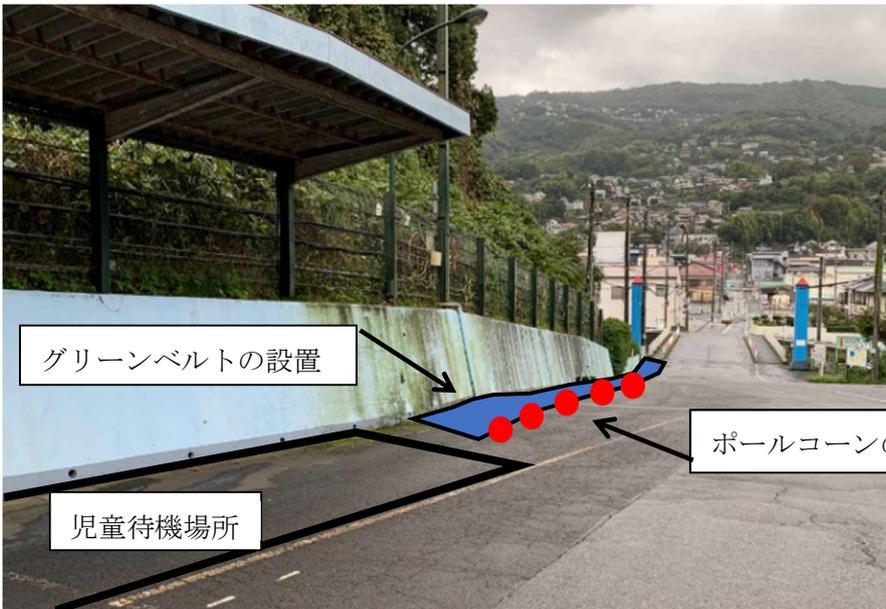
【橋周辺から競輪場内の安全確保について】



横断歩道等の設置を行い、競輪場内や橋の前後での横断を可能とできるか警察と協議しましたが、下記見解により、難しい状況です。

【警察の見解】

競輪場から帰る車両は、先に見える青信号を意識してしまいスピードを出す傾向にあり、横断歩道があったとしても確実な停止の保証にはならない。(実際に信号無視も発生している。)



グリーンベルトの設置

ポールコーンの設置

児童待機場所

大通り（ローソンがある交差点）までは、道路横断をしない利用とし、児童歩行箇所へ安全対策を行う。(車道と歩道を明確に分けます。)

グリーンベルトの設置



- カ 市役所西口ロータリー
登校時の降車のみで使用します。



- キ 伊東小学校敷地内
下校時の乗車は学校敷地内となります。



- ①の駐車場所 (バス4台) : スクールバス運行日の全日、駐車場所として使用します。
②の駐車場所 (バス3台) : 特別日課など全学年同時下校の際、増発バスの駐車場所として使用します。

7 バスダイヤ

(1) 登校時

乗降場所	1 便目ダイヤ	市役所到着時間	2 便目ダイヤ	市役所到着時間
西小学校	7 : 15 発	7 : 30 着	7 : 40 発	7 : 55 着
順天堂病院行バス待合所	7 : 20 発	7 : 30 着	7 : 45 発	7 : 55 着
競輪場西口	7 : 12 発	7 : 25 着	7 : 43 発	7 : 56 着
三島信用金庫南伊東支店	7 : 15 発		7 : 46 発	
旧伊東地域包括支援センター	7 : 17 発		7 : 48 発	

注1 1 便目と 2 便目のバスは教育委員会で割振ります。(次項参照)

注2 記載のダイヤは出発時刻です。5分前行動をお願いします。

(2) 下校時

各学年、日課に応じて必要なバスを事前に停車させておきます。

帰りの会終了から 15 分後がスクールバスの出発時刻となります。

日課については、学校からの案内をご確認ください。

8 登校時乗車バスの割振り

登校時は、各乗降場所で 1 便目、2 便目に乗車する児童の割振りを行います。

(例：競輪場西口の登校時 1 便目に乗る児童と 2 便目に乗る児童を事前に決めます。)

【割振方法】

年度当初は原則、学年で割振ることを学校と協議し決定しています。

登校時 1 便目：「1 年生、4 年生、6 年生」

登校時 2 便目：「2 年生、3 年生、5 年生」

※ 学年は令和 5 年度時点

注 1 きょうだい一緒の乗車希望がある場合、同じバスに乗れるよう調整します。きょうだいともにどちらの便に乗車するかは教育委員会で判断します。

- ・この割振りの実施期間は、バスの運行状況や利用児童家庭の状況（家庭への影響など）を 1 学期中に確認させていただき、学校と相談の上、可能な範囲で見直しをします。

※ ご意見などを確認した結果、年度当初の割振りを維持することもあります。

- ・安全確保のため、「自宅から乗降場所までの距離」や「保護者の自宅を出る時刻」などによる割振りはできません。

9 保護者の利用料

スクールバスの利用に保護者の費用負担はありません。

10 運行経路

(1) 西小ルート



(2) 伊東駅ルート



(3) 競輪ルート



1 1 運行日数

年間204日程度（運動会など休日に学校行事がある場合も含まれます。）

注1 運動会などの学校行事の場合でも児童以外のスクールバス乗車はできません。

注2 在校生が参加しない入学式（1年生のみ参加）、卒業式（6年生のみ参加）の場合は、スクールバスの運行はしません。ただし、在校生が式典に参加する場合、または、その他授業等で学校に通学する場合は運行します。

1 2 見守り要員

登校時、各乗降場所には、見守り要員が配置される予定です。バスを待っている児童を見守りますので、見守り要員の指示に従い整列してバスを待ってください。

児童がスクールバスに慣れるまでの期間は、バス車内（登校時、下校時）にも大人を配置します。

- ・PTA組織には、これまでご協力いただいていた旗振り当番の様に乗降場所やその周辺における安全確保にご協力をお願いすることがあります。

1 3 大雨などによる登下校時間変更の場合

変更となった時間に対応したスクールバスを運行します。この場合、運行時刻は学校から「まちこみメール」により周知されます。

1.4 放課後児童クラブを利用した場合

放課後児童クラブを利用した場合の迎えは、保護者対応となります。

スクールバスは、学年ごとの下校時間に合わせて用意をしているため、低学年が高学年下校用のスクールバスに乗車することは、原則、できません。

注 1 スクールバスは、学校開業中のみの運行となります。夏休みなど休業期間中は運行されませんので、未運行期間における放課後児童クラブ利用は保護者対応となります。

1.5 その他の通学支援との関係性

(1) 就学援助制度、特別支援教育就学奨励費を受給している場合

スクールバスの利用、小学校統合通学費補助金、就学援助制度の通学費援助、特別支援教育就学奨励費の通学費援助は相互に併用できません。ただし、特別支援教育就学奨励費の場合は、重複しない区間においてのみスクールバスと併用可能です。

(2) 小学校統合通学費補助金の交付を受ける場合

東小・西小・旭小学校統合に伴う通学支援対象者判定フロー図で通学支援②が対象となる児童が路線バスで通学する場合、通学ウィークデール定期券購入額と同額を補助します。(8月分は除く)

スクールバスとの併用はできませんので、スクールバス利用から路線バス利用に変更する場合は、乗車証の返却などが必要となります。

小学校統合通学費補助金の詳細については、毎年3月ごろに同補助金の資料を公開していますのでそちらをご確認ください。

第2章 乗り遅れ・乗り過ごし・忘れ物・マスク着用

1 スクールバスに乗り遅れた場合

(1) 登校時

1 便目に乗り遅れた場合は、2 便目に乗車していただきます。(原則的には、乗り遅れないように5分前行動をお願いします。)

2 便目に乗り遅れた場合は、見守り要員が一時的に付き添いますが、迎え等は保護者対応となります。(見守り要員が学校等へ送迎することはできません。学校から保護者へ連絡となりますので速やかに迎え等の対応をお願いします。また、見守り要員が長時間にわたり付き添うことはできません。)

注 1 乗り遅れた場合を想定し、迎えに行く場所や事前に路線バスの運賃を持たせておくなど、必要な対応をご家庭で検討しておいてください。

注 2 乗り遅れにより保護者が迎えに行く場合でも、各乗降場所の車両進入禁止箇所には進入できません。

(2) 下校時

原則的には、学校職員等により乗車までの補助を行いますので、乗り遅れは防止す

る想定です。

万が一、乗り遅れが発生した場合、保護者対応となります。

2 下校時に乗り過ごした場合

旧伊東地域包括支援センター（なごみ）や三島信用金庫南伊東支店（さんしん）で降りる予定が、乗り過ごしにより競輪場西口（けいりん）まで行ってしまった場合が想定されます。

バスが戻ることはありません。徒歩で帰宅するか保護者対応となります。

注 1 各乗降場所では車内アナウンスがされますが、高学年の児童は同じ場所で降りる低学年を補助してください。

3 スクールバスに忘れ物をした場合

(1) 登校時

運転手から学校職員へ忘れ物を引き渡します。（2便目の市役所西口ロータリー到着後）

その後、学校から児童へ忘れ物を渡します。

児童は、学校の先生に「学年」、「組」、「名前」、「忘れた荷物」、「どこからバスに乗ったか」を伝えるよう家庭で指導をお願いします。

注 1 1便目のバスは、児童の降り忘れや忘れ物確認後、2便目運行のため発車しますので、バスに忘れ物を取りに行くことはできません。

注 2 忘れ物発生防止のため、降車の際に荷物の確認をする、極力肩掛けの荷物とするなどご協力をお願いします。

(2) 下校時

バスは、運行完了後、車庫に戻るため忘れ物の当日中の受け取りはできません。

翌運行日の登校時2便目の市役所西口ロータリー到着後に学校職員へ引き渡します。

その後は、登校時と同様です。

注 1 忘れ物の受け取りを急ぐ場合は、翌運行日の午前8時以降に学校へ保護者が受け取りに行ってください。

4 マスクの着用（感染症対策）

スクールバスを利用する場合、可能な範囲でマスクを着用してください。（バス車内は、換気・消毒を行います。マスクの着用は必要な環境と判断しています。）

注 1 上記は、現状の感染症対策においてとなります。今後の感染症の拡大・収束状況等に応じ、学校生活におけるマスク着用の在り方と合わせて見直しを行います。

注 2 マスクの着用が困難な場合は、学校と相談をしてください。

5 その他、保護者対応が必要な場合

学校から保護者へ連絡（電話やまちこみメール）がされます。スクールバスに関する重要なお知らせも含みますので、学校からの連絡には必ず対応や確認をしてください。

注1 不測の事態によりスクールバスの運行が困難な場合、送迎等の保護者対応をお願いすることがあります。

注2 交通事故や災害発生等の場合は、スクールバス利用児童の避難・安全確保を最優先とさせていただきます。（保護者への連絡は安全確保後となります。）

第3章 スクールバス保護者向けルール

これまでの記載内容の外、以下の内容を遵守するようお願いいたします。

1 事前準備

- (1) 自宅から乗車場所までに歩く道などを子どもと実際に歩くなど、事前に確認してください。
- (2) 子どもが乗車する予定のバスの出発時刻やバスを待つ場所などを事前に確認してください。
- (3) 乗車証を子どものランドセルの左手側側面に着けてください。（乗車証以外のキーホルダーなどは極力着けないでください。）
- (4) 子どもが持つ持ち物は、極力肩からかけられるようにしてください。（安全確保のため、持ち物で両手が塞がらないようにするためです。）
- (5) 次ページの子ども向けルールについて、事前に指導をしてください。

2 乗降場所の利用

- (1) 乗降場所には、バス出発時刻の5分前には着くようにしてください。
- (2) 自家用車の送迎は、各家庭の判断となりますが、各乗車場所や学校の一般車両進入禁止箇所には進入しないでください。
また、無断駐車などで近隣商業施設等に迷惑をかけることや路上駐車は止めてください。
- (3) 乗車場所に付き添う場合、その他の子どもも含め、見守りにご協力をお願いします。
- (4) やむを得ない場合に限り、登校時の乗車場所と下校時の降車場所が異なること、家庭の都合等により普段利用する場所から乗降場所を変更することは可能ですが、個々の児童の乗車確認までは対応が困難なため、ご家庭の責任においてご判断ください。（乗り間違いに最大限の注意をお願いします。）

注1 スクールバスは、自宅から学校間への登下校を支援するものであり、原則的には習い事など家庭事情による乗降場所変更等は優先されるものではありません。

- (5) 子どもが乗り遅れた場合など、緊急時は学校から連絡がいきます。連絡が取れるようにしてください。（迎えなどの対応をお願いします。）

第4章 スクールバス子ども向けルール

スクールバスを利用する前に下記内容をご家庭でも指導してください。

1 自宅から乗降場所まで（朝、帰り）

- (1) 友達とふざけ合ったりせずに、歩道や道路のはじを歩き、左右の確認をしてから手をあげて道路を渡りましょう。
- (2) スクールバスの前後では道路をわたらないようにしましょう。
- (3) 足元が緑色になっている場所は、そこからはみ出ないように歩きましょう。

2 乗降場所でバスを待っている間

- (1) さわいだりせずに静かに並んでバスを待ちましょう。
- (2) 低学年の子どもが乗るのを助けてあげましょう。

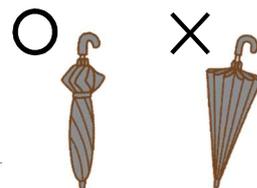


乗降場所の目印

にし小：きいろ
いとうえき：くろ
けいりん：あか
さんしん：みどり
なごみ：あお

3 バスに乗ってから降りるまで

- (1) かさは、バスに乗る前に小さくまとめておきましょう。
- (2) バスに乗るときは、ランドセルに着けた乗車証を見せましょう。
- (3) 席は、低学年の子どもにゆずりましょう。
- (4) さわいだりせずに、つり革や手すりにしっかりとつかまりましょう。
- (5) バスから降りるときは、バスがしっかりと止まってから、忘れ物がないか確認してから、順番に降りましょう。
- (6) 低学年の子どもが降りるのを助けてあげましょう。
- (7) バスに朝乗るときは「おはようございます。」、帰りに乗るときは「お願いします。」、降りるときは「ありがとうございました。」と運転手さんにあいさつをしましょう。



4 帰りの会終了からバス乗車まで

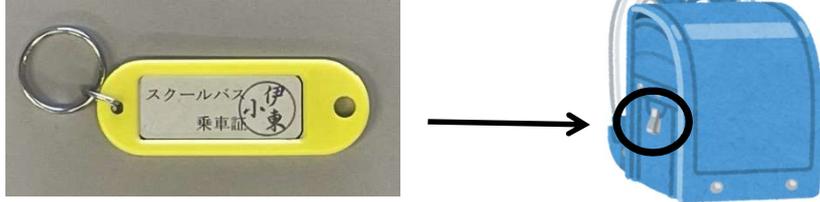
- (1) 先生の言うことをしっかり聞きましょう。
- (2) バスの行先を確認して乗りましょう。

【バスの行先表示】

登校時 全ルート：「スクールバス いとう小」
下校時 西小ルート：「スクールバス にし小」
伊東駅ルート：「スクールバス いとうえき」
競輪ルート：「スクールバス けいりん」



第5章 申込から利用までの流れ

順番	チェック欄	内容
1	<input type="checkbox"/>	本書P1～P18までの内容を確認する。
2	<input type="checkbox"/>	本書P19～P21に記載されている「伊東市スクールバス運行に関する要綱」を確認する。
3	<input type="checkbox"/>	<p><u>「伊東市スクールバス利用申込書」を期限内に提出する。</u> 申込書は、伊東市HP、教育委員会（市役所5階）、学校（東小、西小、旭小の3小学校）から入手できます。</p> <p>【提出先】 現在の在籍学校 ・ 新入学児童は入学先学校</p> <p>【提出期限】 <u>案内文書を確認してください。</u></p>
4	<input type="checkbox"/>	学校から乗車証を受け取る。 （スクールバス利用の必要性が確認できた児童に限ります。）
5	<input type="checkbox"/>	<p><u>乗車証をランドセル左手側側面に着ける。</u> （ランリュックや左手側側面に金具が無いなどの場合は、極力、左手側側面に近い位置の金具など、外れにくい箇所に着けてください。）</p> <p>乗車証は、<u>下校時に主に利用する乗降場所の色に合わせます。</u> （乗車証の色で乗車バスの乗り間違いがないか確認するため）</p> <div style="text-align: center;">  </div>
6	<input type="checkbox"/>	始業式、入学式までに自宅から乗降場所までの道のり、要する時間、乗降場所でバスを待つ場所について事前に確認する。

【年度途中で利用を開始する場合】

利用を開始したい30日前までに「伊東市スクールバス利用申込書」を学校へ提出してください。

【年度途中で利用を止める場合、利用内容を変更する場合】

利用を止める（内容を変更したい）30日前までに「伊東市スクールバス利用変更等申込書」を学校へ提出してください。（利用中止の場合、乗車証も返却してください。）

【乗車証を紛失した場合】

キーホルダーの中の紙のみ汚損した場合は、学校から新しい用紙をもらってください。
キーホルダーごと破損や紛失した場合は、速やかに「伊東市スクールバス利用変更等申込書」を学校へ提出してください。

乗車証の譲渡や不携帯での乗車はご遠慮ください。
 想定外の乗車はバスの安全確保に大きな支障が発生します。

参考資料

伊東市スクールバス運行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊東市立小学校の規模及び配置の適正化により統合した市立小学校に就学する児童（以下「児童」という。）の通学の安全及び遠距離通学の負担の軽減を図るために伊東市が運行するスクールバス（以下「スクールバス」という。）の運行管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運行)

第2条 スクールバスは、別表の学校名の欄に掲げる学校（以下「統合先学校」という。）で運行することができる。

(対象者)

第3条 スクールバスを利用できる者（以下「対象者」という。）は、自らスクールバスの乗降ができ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表の統合校名の欄に掲げる学校に同表の基準年度の欄に掲げる年度（以下「基準年度」という。）の末日時点で在籍し、統合先学校へ通学するもの。ただし、伊東市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（令和4年伊東市教委規則第7号）による改正前の伊東市立小中学校の通学区域に関する規則（平成7年伊東市教委規則第9号）別表第1東小学校の項に規定する通学区域内に居住するものを除く。
 - (2) 別表の区域の欄に掲げる区域に居住し、統合先学校へ通学するもの。ただし、基準年度の末日時点において伊東市立学校設置条例及び伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例（令和4年伊東市条例第16号）による改正前の伊東市立学校設置条例（昭和39年伊東市条例第29号）別表第1に規定する伊東市立東小学校に在籍していたものは除く。
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認めたもの。
- 2 前項の規定によらず、統合先学校へ通学するに当たり、スクールバス以外に地方公共団体等から支援を受けている者は、スクールバスを利用することができない。

(利用申込)

第4条 対象者の内、スクールバスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）の保護者（以下「保護者」という。）は、スクールバスの利用を開始する年度の前年度2月末日までに、伊東市スクールバス利用申込書（新規・継続）（様式第1号。以下「申込書」という。）を統合先学校を経由して教育長に提出するものとする。ただし、年度途中でスクールバスを利用しようとする場合は、利用を開始する30日前までとする。

- 2 教育長は、申込書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに伊東市スクールバス利用申込確認結果通知書（様式第2号。以下「確認結果通知書」という。）を統合先学校を経由して保護者に通知するものとする。

(利用期間)

第5条 スクールバスの利用期間は、確認結果通知書の利用開始日から利用開始日の属する年度末までとする。

(乗車証)

第6条 教育長は、第4条第2項の規定により利用者がスクールバスを利用することを承

諾したときは、伊東市スクールバス乗車証（様式第3号。以下「乗車証」という。）を統合先学校を經由して保護者に交付するものとする。ただし、前年度から内容の変更が無い利用者の場合、既に交付済みの乗車証を利用するものとする。

- 2 利用者は、スクールバスの利用に際し、乗車証を必ず携帯し、スクールバスの乗務員等に提示しなければならない。ただし、乗車証の紛失等により再交付を受けるまでの間、スクールバスの利用が必要と教育長が認めた場合、この限りでない。
- 3 第1項の乗車証の有効期間は、第5条に定める利用期間と同様とする。ただし、第1項ただし書を適用する場合、当該年度内に在籍校が変更となった場合及び次条の定めによりスクールバスの利用を中止した場合は、この限りでない。

（利用内容の変更等）

第7条 保護者は、スクールバスの利用を変更し、又は中止をしようとするときは、スクールバスの利用内容の変更等をしようとする日の30日前までに伊東市スクールバス利用変更等申込書（様式第4号。以下「変更等申込書」という。）を統合先学校を經由して教育長に提出しなければならない。

- 2 保護者は、中止による変更等申込書提出の場合、使用していた乗車証を添えて提出するものとする。
- 3 教育長は、変更等申込書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに伊東市スクールバス利用変更等申込確認結果通知書（様式第5号。以下「変更等確認結果通知書」という。）を統合先学校を經由して保護者に通知するものとする。ただし、スクールバスの利用を中止する場合は、この限りでない。
- 4 保護者は、利用者が乗車証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに変更等申込書を統合先学校を經由して教育長に提出し、乗車証の再交付を受けなければならない。
- 5 保護者は、乗車証の再交付を受けるときは、既に交付された乗車証を返却しなければならない。ただし、紛失を事由に再交付を受ける場合は、この限りでない。
- 6 保護者は、前項ただし書を適用した後、既に交付された乗車証を発見したときは、速やかに発見した乗車証を返却しなければならない。

（利用者の把握）

第8条 教育長は、利用者、保護者及びその利用内容について年度ごとに情報の把握並びに整理に努め、統合先学校の学校長へ当該情報の提供を行うものとする。

（利用料）

第9条 スクールバスの利用料は、無料とする。

（運行日）

第10条 スクールバスの運行日は、伊東市公立学校管理規則（昭和32年伊東市教委規則第29号）第4条に規定する学校の休業日を除く日とする。ただし、学校の休業日に学校行事等が実施される場合には、スクールバスを運行することができる。

（運行内容）

第11条 スクールバスは、利用者の登下校時に運行し、運行時刻、運行回数、運行経路及び乗降場所等は、統合先学校の学校長と協議の上、教育長が決定する。

（運行計画等）

第12条 統合先学校の学校長は、伊東市スクールバス運行計画書（様式第6号。以下「運

行計画書」という。)を作成し、スクールバスの運行する月の前日14日までに教育長に提出するとともに保護者に周知しなければならない。

2 前項の運行計画書に変更が生じたときは、統合先学校の学校長は直ちに教育長に報告し、遅滞なく変更後の運行計画書を教育長に提出するとともに保護者に周知しなければならない。

3 統合先学校の学校長は、天候不順等により、登下校時刻又は授業日の変更若しくは臨時休業を決定したときは、その旨を教育長に報告し、保護者に周知しなければならない。

(運行の方法)

第13条 スクールバスの運行は、委託により実施する。

(利用者及び保護者の義務)

第14条 利用者及び保護者は、運転手、統合先学校及び伊東市教育委員会の指示に従い、事故のないように注意しなければならない。

2 利用者及び保護者は、スクールバスの利用に当たり、統合先学校又は伊東市教育委員会が別に定めるスクールバス利用に関するルールを遵守し、安全な通学に努めなければならない。

3 保護者は、利用者が本条に定める利用者の義務を果たすことができるように補助及び指導に努めなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年2月1日から施行する。

(準備行為)

2 スクールバス運行に関する準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

別表(第2条及び第3条関係)

学校名	基準年度	区域	統合校名
伊東市立学校設置条例及び伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例(令和4年伊東市条例第16号)による改正後の伊東市立学校設置条例(昭和39年伊東市条例第29号)別表第1に規定する伊東市立伊東小学校	令和4年度	伊東市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(令和4年伊東市教委規則第7号)による改正前の伊東市立小中学校の通学区域に関する規則(平成7年伊東市教委規則第9号)別表第1西小学校及び旭小学校の項に規定する通学区域	伊東市立学校設置条例及び伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例(令和4年伊東市条例第16号)による改正前の伊東市立学校設置条例(昭和39年伊東市条例第29号)別表第1に規定する伊東市立西小学校及び伊東市立旭小学校

問い合わせ先

- ・ スクールバス全般
伊東市教育委員会
教育総務課教育政策係 0557-32-1912
- ・ 学校の日課、行事など学校生活に関すること
伊東市立東小学校（伊東小学校）0557-37-2527



川奈地域(川奈小学区内)にお住いの保護者の皆様へ

令和3年度 小学校統合通学費補助金のお知らせ(案)

伊東市教育委員会

伊東市では、小学校統合により通学先学校が変更となったご家庭の通学に要する負担を軽減するため、通学定期券購入に対する援助を行う制度を令和3年度から新設する予定です。

令和3年度に援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただき、南小学校へお申込みください。
(申し込み時期については、「4支給までの年間の流れ」をご覧ください。)

※制度の内容は、予算の状況によって変更となることがあります。

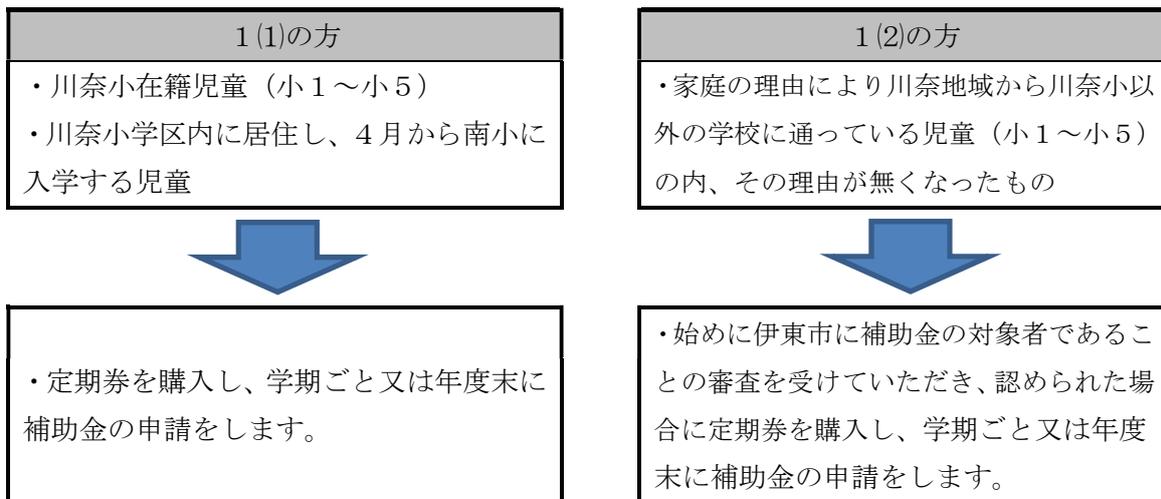
1 援助の対象となる方

令和3年度において南小学校に在籍し、路線バス通学を行う児童の内、次の各号いずれかに該当する方

- (1) 令和2年度から引き続き川奈小学校学区内に居住(住所を有する)する児童・保護者(②該当者除く)
- (2) 令和2年度に通学学校を指定校であった川奈小学校から変更している者の内、変更理由が無くなった児童・保護者(②該当の方は事前に伊東市の認定が必要となります。)

※ 実際の居住地と住民票記載の住所が異なる場合、援助対象となるか確認が必要なため下記までお問い合わせをお願いします。

【対象者のイメージ】 ※学年は令和3年3月時点



どちらの対象者になるか、援助は間違いなく受けられるかご心配な場合、事前に問い合わせください。

注意：定期券の購入可能となるタイミング

新規購入	使用開始日の 7日前
継続購入(前の定期券と引き換えに同じ区間の定期券を購入する場合)	使用開始日の 14日前

2 援助の対象定期券・内容

対象定期券・援助の割合	対象区間	備考
<u>通学ウィークデー定期券購入費の10/10</u> (1ヶ月定期券から対象)	自宅最寄りバス停から 殿山バス停まで	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>全ての定期券の写し</u>の提出が必要 ・夏休み期間は対象外

※ 異なる種類の定期券の購入、回数券及び現金の利用は対象となりません。

※ 対象外区間を含む定期券の場合、対象区間分のみ対象となります。

3 申請に必要な書類

書類一覧	1 (1)に該当の方	1 (2)に該当の方
(1) 申請書 (学期ごと又は年度末に提出)	○	○
(2) 振込口座通帳の写し (初回申請時に添付)	○	○
(3) 補助対象児童該当申出書 (該当者は最初に提出)	—	○

4 支給までの年間の流れ

時 期	1 (1)に該当の方	1 (2)に該当の方
3月下旬 ～ 4月上旬	定期券購入	3 (3)の書類を提出 伊東市が認定した場合、定期券購入
：	1 学期末までの定期券を順次購入	
1 学期 終了後	申請書・通帳写しを学校に提出 (1 学期分の定期券の写し添付)	
8月下旬	市から1 学期分の補助金支給	
※ 1 年間まとめでの申請とする場合は、全ての定期券写しを保管し、3月中旬に申請となります。		
2 学期以降	1 学期と同様の手順にて申請となります。 (3 (3)の書類による事前の申出は2 学期以降不要です。) 2 学期：1 月上旬に申請書提出 (定期券の写し添付) 3 学期：3 月中旬に申請書提出 (定期券の写し添付)	

5 その他

- (1) 年度途中で転校した場合、転校前までの分が対象となります。
- (2) 虚偽・その他不正による補助金の受給が確認できた場合、支給額の一部又は全部の返納を求められます。

問い合わせ先：南小学校 (Tel.45-0800) または 伊東市教育委員会 教育総務課 教育政策係 (Tel.32-1912)